

1 究会のセーフティアセッサ(SA)
2 くらいしかない。また、(機械/電
3 気分野を除く)労働安全衛生コン
4 サルタントに機械安全の知識は
5 ほとんど期待できない。これらの
6 ことから、社会に機械安全を普及
7 させる人材が育っていない。SSE
8 やSAの上位に位置づけられる公
9 的資格(例えば機械安全コンサル
10 タント)が必要な時期にきている
11 と思う。労働安全衛生コンサル
12 タントは、定期的な教育、サーベ
13 ランスを義務付けることにより
14 (一部 CSP 制度がある)、レベル維持を行う必要がある。

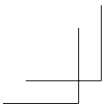

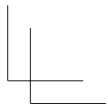


写真3 事故が発生したペットボトルプレス機

15 2016年6月1日、埼玉県深谷市長在家の産廃回収運搬業「ノグチ NP ネットワーク」
16 敷地内で、ペットボトルの圧縮作業をしていた女性パート従業員(67)がプレス機(正確
17 には圧縮機と思われる)に頭を挟まれ、死亡した(*3)。原因はその後報道されていないが、
18 頭が入る隙間があったこと、頭が入っても機械が停止しなかったこと等の機械安全上の
19 問題があったと思われる。機械安全を社会に普及させていく、流通する機械の安全性を製
20 造者に保証させる仕組みを構築することによって、このような不幸な災害は確実に減少
21 させることができる。

22
23 ⑨ 日本では安全にお金をかける社会的合意ができていない

24 従来日本では、「水と安全はタダ」といわれてきた。最近では、ペットボトルの水を買
25 う習慣ができてきたが、安全にお金を払うという社会的合意がまだできていない。その
26 ため、機械メーカーは、ユーザーが望むからといって安全装置を取り外してしまうし、機
27 械ユーザーは、メーカーが教えてくれないといって安全装置をつけない機械を購入して
28 いる。欧米からは、日本は安全にかけるべき費用をけちって、利益を上げていると揶揄さ
29 れている。日本でも安全装置が次第に安価に使用できるようになってきたが、さらに安価
30 とするためには、機械メーカーが安全装置を標準設計仕様とし、数多く安全装置を使用す
31 ることにより、さらに安価にすることが可能である。また、特にお金をかけられない中小
32 企業向けに欧米のように労災保険から安全衛生指導料を拠出し、防災団体や労働安全衛
33 生コンサルタントが指導に当たることにより、社会の安全レベルを底上げすると共に安
34 全にお金をかける社会的合意を醸成する。イギリスやドイツは、世界で最も機械安全が進
35 んでいる国であるが、安全にお金をかけても経済発展ができていなのはなぜなのかを分
36 析し、日本もそのような社会を目指していくべき時にきていると思う。

- 
- 
- 
- 1
2
3 参考
4 ・ *1 ; 中災防月刊誌「安全と健康」2016年4月号「知っててよかった 海外進出の安全
5 衛生ポイント」(上海)
6 ・ *2 ; 中災防月刊誌「安全と健康」2016年6月号「知っててよかった 海外進出の安全衛
7 生ポイント」(韓国)
8 ・ *3 ; 埼玉新聞 web
9 ・ 中災防月刊誌「安全と健康」2016年8月号「知っててよかった 海外進出の安全衛生ポ
10 イント」(フィリピン)
11 ・ 中災防 HP「会員タウン」「安全衛生トピックス」「日系企業の安全衛生活動」「AGC」
12
13

平成28年9月3日 於：厚生労働省

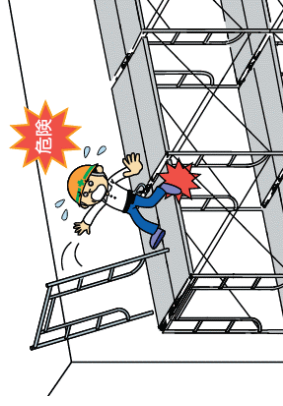
第3回厚労科研費研究会(三柴委員会)資料

独立行政法人労働者健康安全機構
労働安全衛生総合研究所
豊澤 康男

1

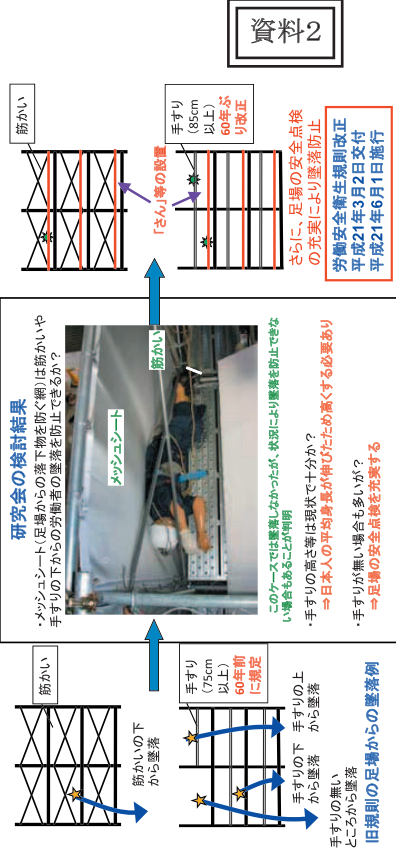
墜落・転落災害防止対策

- ・足場先行工法、手すり先行工法の普及
- ・足場からの墜落・転落災害防止対策の充実
- ・建物、車両等からの墜落・転落災害防止対策の充実



足場からの墜落防止措置に関する調査研究

建設業における労働災害による死亡災害は、従来より足場等からの墜落によるものが最も多く発生している。このため、労働安全衛生総合研究所においては、厚生労働省からの要請を受け、「足場からの墜落防止措置に関する調査研究会」を設置し、足場等からの墜落防止措置の充実、強化について調査研究を実施した。



18

厚生労働省により、「足場からの墜落防止措置に関する調査研究会」が独立行政法人労働安全衛生総合研究所に設置され、平成19年5月から平成20年10月までの1年5ヶ月にわたり検討

1. 足場の墜落防止措置の現状
2. 手すり先行工法の普及状況及び問題点
3. 外国の規制の状況等の調査

実態の分析と対策策定のための所要の検討を行う

ベルリン現場



6

足場安全に係る国際比較表(日本の改正前)

	日本	フランス	ドイツ	イギリス	カナダ	EN規格	
出典	労働安全衛生法(厚生労働省)	政令(イクレP238-13-20条)	ドイツ連邦規格(DIN)	2005年高所作業規則(HSE)	基準防止及び足場規制	BS EN 12811-1(2003)	
	区分	法令	法令	法令	法令	規格(EN規格)	
足場	手すり	高さ1.1m以上の水平面を設け、作業中の落下防止とする。 ※網等の設置を要する場合は、網等の設置を要する。	2段手すり(上) 高さ1.1m以上、中さ(中) 高さ0.9m以上、下さ(下) 高さ0.6m以上。 ※中さ(中)については、網等の設置を要する。 【労働者の墜落防止】	2段手すり(上) 高さ0.95m以上、中さ(中) 高さ0.7m以上、下さ(下) 高さ0.45m以上。 ※中さ(中)については、網等の設置を要する。 【労働者の墜落防止】	2段手すり(上) 高さ0.95m以上、中さ(中) 高さ0.7m以上、下さ(下) 高さ0.45m以上。 ※中さ(中)については、網等の設置を要する。 【労働者の墜落防止】	2段手すり(上) 高さ0.95m以上、中さ(中) 高さ0.7m以上、下さ(下) 高さ0.45m以上。 ※中さ(中)については、網等の設置を要する。 【労働者の墜落防止】	2段手すり(上) 高さ0.95m以上、中さ(中) 高さ0.7m以上、下さ(下) 高さ0.45m以上。 ※中さ(中)については、網等の設置を要する。 【労働者の墜落防止】
	出さ	規定無し	高さ10~15cm ※網等の設置を要する場合は、網等の設置を要する。 【労働者の墜落防止】	高さ15cm以上 【物体の落下防止】	作業開始前か人の墜落による危険を防止するために、作業開始前に十分に安全を確認し、作業開始後に定期的に確認を行う。 【労働者の墜落防止】	高さ10.25m以上 【物体の落下防止】	高さ15cm以上 【注2】
足場	構造材 手すり等としてみならず(付く程度)の場合)	手すりとしての規定無し	手すりとしての規定無し	手すりとしての規定無し	手すりとしての規定無し	手すりとしての規定無し	

【注1】側面保護として、人や大きな物が網を通過して落下する危険を低減するため、手すりとは構木との間の十分な防壁を規定している。
【注2】人の墜落と物体の落下を防ぐための側面保護として、手すり、中さん、網木の設置を規定している。

パリ市内①



パリ市内②

